

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月22日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター所管中部磯子線送泥管緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区新磯子町1番地先ほか1か所

3 契約日

令和3年7月7日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

5 契約金額

¥12,430,000.-（うち消費税及び地方消費税相当額 ¥1,130,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社長野工務店
代表取締役 長野 真行
横浜市戸塚区小雀町1137

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、埋設された中部礫子線送泥管が破損し、禅馬川護岸より処理水の漏洩がピグ洗浄中に発生したことに伴い、付近の路面下に空洞が発生した可能性があり、市民生活に支障を来すことが予測されるため、緊急に空洞の詳細調査及び送泥機能の安定化を図るものです。

当該送泥管は中部水再生センターから礫子ポンプ場の受泥設備へ汚泥を送るものであり、本件に起因する路面の陥没や配管からの新たな漏洩事故を防ぐため、緊急で施工を請けることが可能な事業者と随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社長野工務店は、包括委託で緊急修繕に対応した実績があり、本工事を早急に履行できる体制を有しているため、同社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター